

令和2年7月15日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

イチエイ山田建設（株） 北海道帯広市東7条南8-11

令和2年7月15日～令和2年7月28日（2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、令和元年6月28日、帯広市内で施工した一般工事において、墜落防止対策のための囲い等を設けず、下請作業員1名が死亡する事故を発生させたため、労働安全衛生法違反により送検され、令和2年5月8日付けで帯広簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

また、これらのことを受け、北海道開発局が令和2年7月8日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以 上